

境港市取引安定化対策資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、取引先企業の倒産、事業活動の制限等による急激な取引環境の変化に伴い、経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対して、必要な事業資金を確保することにより、企業経営の維持及び発展に資することを目的とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は次の各号とし、それ以外については、基本要綱第2条に定めるものとする。

- (1) 倒産 破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがされること又は手形交換所による取引停止処分のいずれかの事由が生じていること。
- (2) 債権 倒産をした事業者に対して有する債権のうち、正常な取引関係に基づく売掛金等に係るものをいう。
- (3) 事業活動の制限 取引先の事業者が行う生産量の縮小、生産品目の制限、販売・出荷量の縮小、設備投資の調整等をいう。

(融資対象者)

第3条 市内に事業所を有する中小企業者等で、次のいずれかに該当し、本資金の活用によって経営の維持又は回復が見込まれる者とする。

- (1) 過去1年以内に倒産した事業者に対して回収が長期又は困難な債権を有しており、その債権の額が50万円以上あること、又は倒産した事業者との取引依存度が20パーセント以上あることについて商工団体の確認（ただし、倒産した事業者が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第5項第1号の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた者である場合にあつては、市町村長の認定）を受けた者
- (2) 取引依存度が20パーセント以上ある事業者が事業活動の制限を行ったために、当該事業者との取引が過去1年間の実績に比べて20パーセント以上減少したこと又は減少すると見込まれることについて、商工団体の確認（ただし、事業活動の制限を行った事業者が信用保険法第2条第5項第2号の規定に基づき経済産業大臣の指定を受けた者である場合にあつては、市町村長の認定）を受けた者

(融資条件)

第4条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の用途	運転資金																				
融資限度額	(1) 第3条第1号に掲げる者については債権額の範囲内 (2) 第3条第2号に掲げる者については5,000万円以内																				
融資期間	7年以内（据置1年以内を含む。）																				
融資利率	年1.66パーセント（変動金利）																				
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
信用保証料率	下表のとおりとする。 <p style="text-align: right;">（単位：パーセント）</p> <table border="1"><thead><tr><th>料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>保証料率</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr></tbody></table> <p>※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45												
担保	保証協会の定めるところによる。																				
保証人	保証協会の定めるところによる。																				
償還方法	割賦均等償還																				

(融資の申込み)

第5条 この資金の融資を受けようとする者は、取引安定化対策資金融資申込書(様式第1号)に係る書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

2 融資申込書の提出を受けた商工団体は、内容を精査した上、指導票(様式第2号)を作成し、申込書と併せて、原本を保証協会に、写しを申込者が借入を予定している金融機関に送付するものとする。

(融資の内定と実行)

第6条 保証協会は、申込書を受け付けたときは金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認められたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第7条 基本要綱第8条に定める報告先は、県及び市とする。

(資金措置)

第8条 この資金を運用するため、市は預託により、金融機関に対して次のとおり資金措置を行うこととする。

(1) 預託額 この資金の融資残高に対し、市長が別に定める割合を乗じた額

(2) 預託利率 市長が別に定める。

(3) 預託期間 年度更新とし、金融機関の融資期間を限度とする。

(所 掌)

第9条 この要綱等に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の貸付けから適用する。

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行し、同日の貸付けから適用する。

2 平成19年10月1日前に貸付けられた資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行し、同日以降に申込みのあった貸付けから適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、改正後の境港市取引安定化対策資金制度要綱の規定は令和6年4月1日から適用する。